

鴻巣市告示第38号

鴻巣市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要綱を次のように定める。

令和6年3月15日

鴻巣市長 並木正年

鴻巣市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要綱

（趣旨）

第1条 この告示は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、地域の公衆衛生の向上及び良好な生活環境の促進を図るために実施される飼い主のいない猫等を適切に管理する活動を支援するために、公益財団法人どうぶつ基金（以下「基金」という。）が発行し、市が交付するさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）（以下「チケット」という。）を利用するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 飼い猫 飼い主が明確であり、飼い主から餌をもらい管理されている猫をいう。
- (2) 飼い主のいない猫 所有者がいないことが明らかである猫をいう。
- (3) 地域猫 飼い主のいない猫であって、その地域で適正に管理されている猫をいう。
- (4) 地域猫活動 一定の地域において、地域住民の理解を得た上で、住民、ボランティア団体等が地域に住み着いた飼い主のいない猫に不妊手術を施してこれ以上増やさないようにし、その猫が命を全うするま

で一代限りで、その地域において適切に管理していく活動をいう。

(5) 不妊手術 猫に対する去勢手術又は不妊手術（再手術等を防止するための耳先カット手術を含む。）をいう。

(6) さくらねこ 飼い主のいない猫であって、不妊手術が施され、手術済みのしるしに耳先を桜の花びらの形に切った猫をいう。

（交付対象者）

第3条 チケットの交付を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に規定する市の住民基本台帳に記録されている者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市内に生息する飼い主のいない猫に不妊手術を施し、かつ、地域猫活動を行うことができる者

(2) 地域猫活動について、地域住民の理解及び協力が得られるよう努めることができる者

(3) チケットを利用した不妊手術に関連して生じた事故、係争等について、一切の責任を負うことを承諾した者

（交付対象とならないもの）

第4条 次に掲げる猫について、チケットを利用しようとする者は、交付の対象としない。

(1) 市外で生息する飼い主のいない猫

(2) 里親に出す予定の飼い主のいない猫

(3) 飼い猫にする予定の飼い主のいない猫

(4) 以前飼い主のいなかった猫であり、現在は飼い主のいる猫

(5) チケットの交付を受けようとする者が、以前飼い主として管理していた飼い猫

(6) その他チケットの利用が適当と認められない飼い主のいない猫

（交付申請）

第5条 チケットの交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）

は、チケットを使用しようとする月の前々月の20日から末日（当該末日が鴻巣市の休日を定める条例（平成2年鴻巣市条例第17号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日

前においてその最も近い休日でない日)までに、さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、第7条第1項の規定による処分を受けた者は、当該処分を受けた日から1年間はチケットの交付を申請することができない。

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、チケットの交付の可否を決定し、さくらねこ無料不妊手術チケット交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定によりチケットを交付することを決定したときは、基金からチケットを受領した後、速やかに当該申請者にチケットを交付するものとする。ただし、基金から受領したチケットの枚数が申請のあった枚数に満たなかった場合は、その枚数の範囲内でチケットを交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第7条 市長は、チケットの交付決定を受けた者(以下「実施者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消し、既に交付したチケットの全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段によりチケットの交付を受けたとき。
- (2) チケットの利用方法が著しく不相当と認められるとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

- 2 市長は、前項の規定によりチケットを返還させるときは、さくらねこ無料不妊手術チケット返還通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(報告)

第8条 実施者は、飼い主のいない猫に対する不妊手術の終了後、速やかにさくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するとともに、利用しなかったチケット

を返却しなければならない。

- (1) 捕獲した飼い主のいない猫の全体像が判別できる写真
- (2) 前号の猫に対し不妊手術を施したことが判別できる写真
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(免責)

第9条 市は、この告示の規定により交付されたチケットを利用して行った不妊手術に関連して生じた事故、係争等について一切の責任を負わない。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(表)

様式第1号(第5条関係)

さくらねこ無料不妊手術チケット交付申請書

年 月 日

(宛先) 鴻巣市長

住 所 _____
氏 名 _____
(団 体 名 _____)
電 話 番 号 _____

鴻巣市さくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)利用取扱要綱第5条第1項の規定により、さくらねこ無料不妊手術チケットの交付を受けたいので、交付条件に同意の上、次のとおり申請します。

- 1 捕獲場所 鴻巣市
- 2 申請枚数 _____ 枚 (内訳 オス _____ 頭 メス _____ 頭)
- 3 交付条件

飼い主のいない猫への不妊手術を行うに当たり、また今後も給餌を続けるに当たり、近隣住民に迷惑をかけたり、周辺の良い生活環境を損なったりしないよう、次の事項を遵守すること。

(裏)

- (1) チケットの利用に当たり問題が生じた場合は、責任を持って対応すること。
- (2) 申請者又は協力者に、日常的に地域猫活動を行うことができる市内在住者が1名以上いること。
- (3) 次に掲げる猫について、チケットを利用しようとする者は、交付の対象としない。
 - ア 市外で生息する飼い主のいない猫
 - イ 里親に出す予定の飼い主のいない猫
 - ウ 飼い猫にする予定の飼い主のいない猫
 - エ 以前飼い主のいなかった猫であり、現在は飼い主のいる猫
 - オ チケットの交付を受けようとする者が、以前飼い主として管理していた飼い猫
 - カ その他チケットの利用が適当と認められない飼い主のいない猫
- (4) 餌の与え方
 - ア 餌は時間と場所と対象の猫を決めて、必要な量だけを与えること。
 - イ 置き餌（餌の放置）はせず、給餌中は見守り、食べ終わったらすぐに片付けること。
- (5) トイレの設置及びふんの清掃
 - ア 猫のトイレを設置し、ふんの回収及び清掃を行うこと。
 - イ トイレ以外にふんをした場合は、回収及び清掃を行い周辺の清潔を維持すること。
- (6) さくらねこの理解及び普及
 - ア 不妊手術の際には、猫の耳先を桜の花びらの形に切ること。
 - イ 耳先を桜の花びらの形に切った猫は、不妊手術済みであることを必要に応じて地域住民に説明し、その猫が、その場所で一生を全うするまで見届けてもらえるよう理解及び普及に努めること。
- (7) 以上のことが守られず、地域住民等から苦情があった場合には、以後、チケットの交付が停止されても異議を申し立てないこと。

第 号
年 月 日

様

鴻巣市長



さくらねこ無料不妊手術チケット交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあったさくらねこ無料不妊手術チケットの交付については、次のとおり決定したので、鴻巣市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要綱第6条第1項の規定により通知します。

1 決定事項 交 付 ・ 不 交 付

(不交付の理由)

2 交付枚数 枚 (No. ~ No.)

3 交付条件

- (1) 鴻巣市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要綱の規定を遵守すること。
- (2) 不妊手術が終了したら速やかに、さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書（様式第4号）を提出すること。
- (3) 利用しなかったチケットを速やかに返却すること。

第 号
年 月 日

様

鴻巣市長



さくらねこ無料不妊手術チケット返還通知書

年 月 日付けで交付したさくらねこ無料不妊手術チケットについて、次のとおり返還されたく、鴻巣市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要綱第7条第2項の規定により通知します。

1 返還理由

2 交付枚数 枚（No. ～ No. ）

3 返還すべき枚数 枚（No. ～ No. ）

4 返還期限 年 月 日まで

(表)

様式第4号(第8条関係)

さくらねこ無料不妊手術チケット利用報告書

年 月 日

(宛先) 鴻巣市長

住 所

報告者 氏 名

電話番号

次のとおり、さくらねこ無料不妊手術チケットを利用したので、鴻巣市さくらねこ無料不妊手術チケット(行政枠)利用取扱要綱第8条の規定により、報告します。

- 1 交付枚数 _____ 枚
- 2 利用枚数 _____ 枚 (内訳 オス _____ 頭 メス _____ 頭)
- 3 返却枚数 _____ 枚

(裏)

4 利用の詳細

番号	チケット 番号	毛色・特徴	性別	手術日	病院名	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						